

要配慮者^{*}とそのご家族、自主防災組織、支援団体等の皆さんへ

京都市



福祉避難所を 知っていますか？

一般的な避難所では避難生活が困難な
要配慮者が避難する施設です。

※要配慮者…高齢者、障害のある方、妊娠婦、乳幼児、病弱者など、
避難所生活において特別な配慮を要する方



福祉避難所について

要配慮者と介助者が避難可能。

福祉避難所は、介護保険施設や医療機関などに入所・入院するに至らない程度の在宅の要援護者が対象です。要配慮者の状態に応じて、介助者1名についても福祉避難所への避難が可能です。



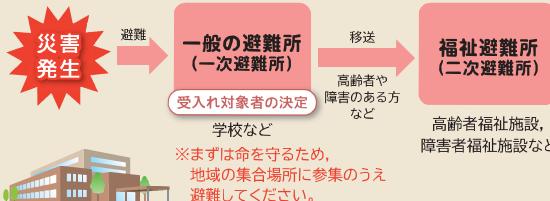
必要性の高い方が優先で避難。

一般的な避難所での生活が困難だと判断された方から順に、受入体制が整い次第、福祉避難所へ避難します。家族や地域支援者等が移送し、これを京都市が支援します。施設もできるだけ協力します。



! 受入れ対象者の決定方法
一般的な避難所において、保健師等が介助者の有無や障害の種類・程度に応じて福祉避難所への受入れを調整し、対象者を決定します。

避難の流れ



メモ
犠牲者の多くは65歳以上の高齢者や障害のある方。

東日本大震災では、65歳以上の高齢者や障害のある方の犠牲者が半数以上を占めました。避難支援の連携不足や、避難の遅れが原因として考えられます。また避難所の環境では、体調を崩す場合もあり、要配慮者への適切な対応が求められます。

福祉避難所 Q & A



Q

福祉避難所って一般的の避難所と何が違うの？

A

福祉避難所は、一般的な避難所への避難後に、そこで生活を続けることが困難な方を受入対象とするため、二次避難所とも呼ばれています。福祉避難所に事前指定されているのは、市内の社会福祉施設の一部であり、バリアフリー化や車いすの方用のトイレ等、要配慮者に配慮した一定の設備が整備されています。定義は右をご覧ください。

一般の避難所(一次避難所)

災害時に、基本的に住民が主体となって自動的に運営する、地域の住民を中心として被災者が生活する場。

福祉避難所(二次避難所)

高齢者、障害のある方、妊娠婦、乳幼児など、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする被災者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の方を対象とした避難所。

Q

福祉避難所へは必ず移動できるの？

A

施設数やスペースなどの限りはあります、一般的な避難所で、保健師等が介助の有無や障害の種類・程度に応じて、福祉避難所への受入れを調整し対象者を決定します。なお、一般避難所において、配慮が必要な方のための福祉スペースとして福祉避難室(仮称)が設置されます。

どうして福祉避難所が必要なの？

高齢者、障害のある方等の要配慮者は、災害による一般的な避難所での生活など住環境の変化への対応が困難なことがあります、必要なときに必要な支援が適切に受けられれば自立した生活を送ることが可能です。このような要配慮者の自立した生活を支援するのが福祉避難所です。

日頃から介護サービスを利用していない人は選ばれないの？

日頃の施設等への通所に関係なく、一般的な避難所生活が困難な方が移送されます。

お近くの福祉避難所はコチラ

京都市では社会福祉施設163箇所^{*}が、福祉避難所に事前指定されています。詳細は京都市のホームページ「京都市情報館」をご確認ください。

※平成25年1月現在

京都市福祉避難所

検索

京都市情報館 <http://www.city.kyoto.lg.jp/>

